

新潟県男女共同参画推進員設置要綱

(設置)

第1条 新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）に基づき、男女共同参画を推進するための意識を職員全体に浸透させるとともに、県が策定・実施する施策の中に男女平等の視点の導入を積極的に図るため、所属ごとに男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(推進員の役割)

第2条 推進員は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 施策への男女平等の視点の導入及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する職員の意識啓発に関すること。
- (3) 男女が共に働きやすい職場環境づくりに関すること。

(推進員の指定)

第3条 所属長は、所属長を補佐する者から1名を推進員に指定する。

- 2 推進員の役割を補助する必要がある場合、所属長は推進員の補助者を指定することができる。

(研修会の開催)

第4条 推進員の役割を円滑に遂行するため、政策企画課は研修会を開催する。

附 則

この要綱は、平成18年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月17日から施行する。